

平成 26 年 10 月 30 日

各 位

藤 枝 税 務 署 長
(官 印 省 略)

新設法人説明会の開催について（連絡）

平素は、税務行政につきまして、格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
皆様におかれましては、新たに会社を設立され、何かとお忙しい毎日をお過ごしのこと
と存じます。

さて、ご承知のとおり、法人の事業活動には、会計帳簿の作成や帳簿書類の保存だけで
なく、税務申告や納税が必要となります。

そこで、税務署では、法人税、消費税、印紙税及び源泉所得税の基本的な事項について
ご理解いただくため、下記のとおり説明会を開催いたします。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、ご出席い
ただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 開催日時
平成 26 年 11 月 28 日（金）
午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 開催場所
藤枝市生涯学習センター（藤枝市茶町 1-5-5）
視聴覚室
- 3 説明事項
(1) 法人税の基本的事項
(2) 源泉徴収のしかた
(3) 消費税の仕組みと手続き
(4) 印紙税の基本的事項

(注) 説明会当日は、筆記用具をご持参ください。

また、視聴覚室は飲食禁止です。

なお、ご不明な点は担当者までお問い合わせください。

※この文書による行政指導の責任者は、藤枝税務署長です。

※この説明会は、公益社団法人藤枝法人会が後援しています。

担	法人課税第一部門
当	浦田 芳弘
者	054-641-0827（直通）